

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和元年9月3日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1900041号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1900023号

第1 結論

昭和44年2月2日から昭和45年3月10日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及び取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和45年9月30日から同年12月1日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日及びB事業所(昭和47年4月5日以降は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

昭和46年4月30日から同年5月25日までの期間について、請求者のB事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和44年2月2日から昭和45年3月10日まで

② 昭和45年9月30日から同年12月1日まで

③ 昭和46年4月30日から同年5月25日まで

A社及びB事業所に継続して勤務したにもかかわらず、請求期間①、②及び③については、厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正が認められなかった。複数の同僚の名前を挙げるので、再度審議の上、当該期間の厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は給与明細書等の資料を所持していない上、商業登記簿謄本によると、A社及びC社は既に解散しており、事業主の連絡先も特定できないため請求者の請求期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間①、②及び③における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について陳述を得ることができないこと、iii) 請求者は、請求期間①において、A社に費用を負担してもらい自動車の運転免許を取得したと主張しているところ、請求者が一緒に運転免許を取得したと記憶する同僚の連

絡先を特定できないため、請求者の主張する内容について確認できないこと、iv) 請求者は、昭和 44 年 2 月 2 日に A 社における被保険者資格を喪失した後、昭和 45 年 3 月 10 日に同社において、被保険者資格を再取得しているところ、同社の厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び払出簿によれば、当該再取得に伴い新たな厚生年金保険被保険者台帳記号番号が払い出されていることから、事業主により、当該資格の喪失及び取得に係る届出が行われたものとするのが自然であること、v) A 社及び B 事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び事業所台帳によると、A 社は、昭和 45 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B 事業所は、昭和 45 年 10 月 1 日に新たに適用事業所となっていることから、請求期間②のうち、昭和 45 年 9 月 30 日については、いずれの事業所も厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できないこと、vi) 請求期間①、②及び③に係る、A 社及び B 事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、健保証の番号（整理番号）に欠番はないところ、請求者の被保険者記録は、オンライン記録で確認できる記録のほかに、当該名簿において確認できないことなどから、既に平成 29 年 9 月 28 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間①、②及び③において、A 社及び B 事業所に継続して勤務していたと主張し、自身が記憶している複数の同僚の氏名を挙げることにより、再度訂正請求を行っているものである。

そこで、請求者が氏名を挙げた同僚について、再度調査したところ、新たに連絡先が判明した同僚は、請求者が自分より先に勤務しており、請求者の詳しい退職時期は分からないが、途中で退職し、再入社したことはなかったと思う旨及び昭和 44 年 3 月頃から同年 8 月頃にかけて、会社の費用で、請求者と一緒に自動車教習所に通ったことを覚えている旨陳述していることから、請求者は、少なくとも請求期間①及び②については、A 社及び B 事業所に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、複数の同僚に照会したものの、請求者の請求期間③における勤務実態及び請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる回答又は陳述を得られなかった上、請求者は、給与明細書等の資料を所持していないこと等から、当該期間に係る具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。